

居宅療養管理指導の報酬・基準について

これまでの議論における主な意見について

- 利用者の居住場所に応じた評価について、医療保険と介護保険との整合性の観点から、平成28年度診療報酬改定における在宅時医学総合管理料等の算定要件の見直しを踏まえ、報酬体系の簡素化にも配慮しつつ、訪問人数等に応じたきめ細やかな評価を行うべき。
- 看護職員による居宅療養管理指導は、算定可能なタイミングが限定されていること等により利用が伸びていないため、そのあり方について整理検討が必要である。

訪問人数等に応じた評価の見直しについて

論点 1

- 医師の居宅療養管理指導については、医師が訪問診療又は往診を行った際に、利用者に対し、指導・助言等を行った場合に算定するものであり、同一日に同じ建物に居住する者（同一建物居住者）に対し指導・助言等を行った場合は減額した評価を行っている。また、診療報酬において在宅医療総合管理料等を算定している場合については、給付調整を行っている。
- 平成28年度診療報酬改定において、在宅医療総合管理料等については、訪問した建物内において、当該訪問月に診療した人数（単一建物居住者の人数）等によって、メリハリのある評価とする見直しが行われたことを踏まえ、居宅療養管理指導についても、医療保険と介護保険との整合性の観点から、見直しを行ってはどうか。

<同一建物居住者>

当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の医師等が同一日に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者
(介護報酬における取扱い)

<単一建物居住者の人数>

当該患者が居住する建築物に居住する者のうち、当該保険医療機関が在宅医療総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定する者の人数
(診療報酬における取扱い)

訪問人数等に応じた評価の見直しについて

対応案

- 診療報酬における在宅時医学総合管理料等の算定要件との整合性の観点から、医師の居宅療養管理指導について、単一建物に居住する人数に応じて、以下のように評価することとしてはどうか。
 - ・ 単一建物居住者が1人
 - ・ 単一建物居住者が2～9人
 - ・ 単一建物居住者が10人以上
- また、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等の居宅療養管理指導についても、同様の評価を行うこととしてはどうか。

【参考1】居宅療養管理指導の概要

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等又は看護職員が通院が困難な利用者の居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行う。

<単位数>（例：医師が行う場合）

- ・ 同一建物居住者以外の場合：503単位／回（月2回まで）
- ・ 同一建物居住者の場合：452単位／回（月2回まで）

※診療報酬の「在宅時医学総合管理料」又は「居住系施設入居者等医学総合管理料」を算定する時は、同一建物居住者以外の場合：292単位、同一建物居住者の場合：262単位となる。

居宅療養管理指導の算定状況

○ 各職種別にみたサービスの算定回数は以下のとおりだが、一部の職種では、事実上、ほとんど算定されていないものもある。

職種	事業所の種類	単位数		月の 限度 回数	1月あたり 算定回数 (千回)
		同一建物居住 者以外の場合	同一建物居住 者の場合		
医師	病院又は診療所※1	503	452	2	817.8
歯科医師	病院又は診療所	503	452	2	323.0
薬剤師	病院又は診療所	553	387	2	5.9
	薬局※2	503	352	4	658.9
管理栄養士	病院又は診療所	533	452	2	5.3
歯科衛生士等	病院又は診療所	352	302	4	457.2
看護職員 保健師、看護師、 准看護師	病院又は診療所	402	362	※3	0.0
	訪問看護ステーション	402	362		

※1 医師が行う場合で、診療報酬の「在宅時医学総合管理料」又は「居住系施設入居者等医学総合管理料」を算定する時は、同一建物居住者以外の場合：292単位、同一建物居住者の場合：262単位となる。

※2 がん末期、中心静脈栄養を受けている者に対しては、2回/週、かつ、8回/月を限度として算定。ただし、算定する日の間隔は6日以上とする。

※3 6月の間に2回を限度として算定する。准看護師が行う場合は90/100を算定。

参考:「同一建物居住者の場合」及び「単一建物診療患者の人数」の取扱い

現行	同一建物居住者の場合
対象項目	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅患者訪問診療料 ・在宅時医学総合管理料(在総管) ・特定施設入居時等医学総合管理料(特医総管)等



改定後	同一建物居住者の場合	単一建物診療患者の人数
対象項目	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅患者訪問診療料 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅時医学総合管理料(在総管) ・施設入居時等医学総合管理料(施設総管)
定義	<p>当該建築物に居住する複数の者に対して、保険医療機関の保険医が同一日に訪問診療を行う場合を、「同一建物居住者の場合」という。</p>	<p>単一建物診療患者の人数とは、当該患者が居住する建築物に居住する者のうち、当該保険医療機関が在総管又は施設総管を算定する者の人数をいう。(※)</p>

- (※) 単一建物診療患者の人数の算出には以下の例外がある。
- 1つの患家に同居する同一世帯の患者が2人以上いる場合は、患者ごとに「単一建物診療患者数が1人の場合」を算定する。
 - 在総管について、当該建築物において当該保険医療機関が在宅医学管理を行う患者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合及び当該建築物の戸数が20戸未満であって、当該保険医療機関が在宅医学管理を行う患者が2人以下の場合には、それぞれ「単一建物診療患者が1人の場合」を算定する。
 - ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護の対象施設については、それぞれのユニットにおいて、施設総管(平成29年3月までは在総管を含む。)を算定する人数を、単一建物診療患者の人数とみなす。

質の高い在宅医療・訪問看護の確保②

在宅医療における重症度・居住場所に応じた評価②

- ③ 月1回の訪問診療による管理料を新設
- ④ 同一日に診療した人数に関わらず、当該建築物において医学管理を実施している人数に応じて評価

現行

(在総管：機能強化型在支診（病床なし）)

同一建物居住者以外の場合	4,600点
同一建物居住者の場合※1	1,100点



改定後

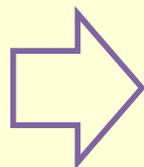
(在総管：機能強化型在支診（病床なし）)

	単一建物診療患者の人数※2		
	1人	2～9人	10人～
<u>重症患者（月2回以上訪問）</u>	<u>5,000点</u>	<u>4,140点</u>	<u>2,640点</u>
<u>月2回以上訪問している場合</u>	<u>4,200点</u>	<u>2,300点</u>	<u>1,200点</u>
<u>月1回訪問している場合</u>	<u>2,520点</u>	<u>1,380点</u>	<u>720点</u>

現行

(在総管：在支診)

同一建物居住者以外の場合	4,200点
同一建物居住者の場合※1	1,000点



改定後

(在総管：在支診)

	単一建物診療患者の人数※2		
	1人	2～9人	10人～
<u>重症患者（月2回以上訪問）</u>	<u>4,600点</u>	<u>3,780点</u>	<u>2,400点</u>
<u>月2回以上訪問している場合</u>	<u>3,800点</u>	<u>2,100点</u>	<u>1,100点</u>
<u>月1回訪問している場合</u>	<u>2,280点</u>	<u>1,260点</u>	<u>660点</u>

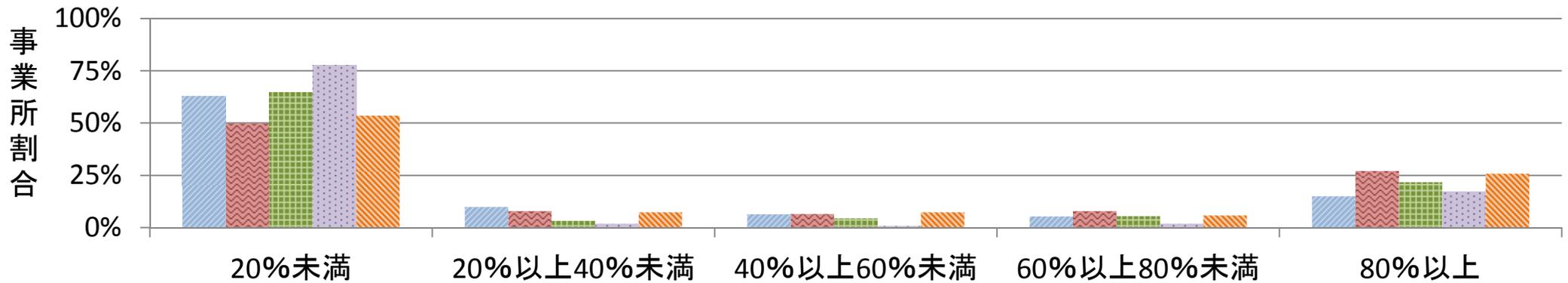
※1 同一建物居住者の場合；当該建築物に居住する複数の者に対して、医師が同一日に訪問診療を行う場合

※2 単一建物診療患者の人数：当該建築物に居住する者のうち、当該保険医療機関が在宅医学管理を行っている者の数

同一日に同一建物で居宅療養管理指導を行った利用者数について

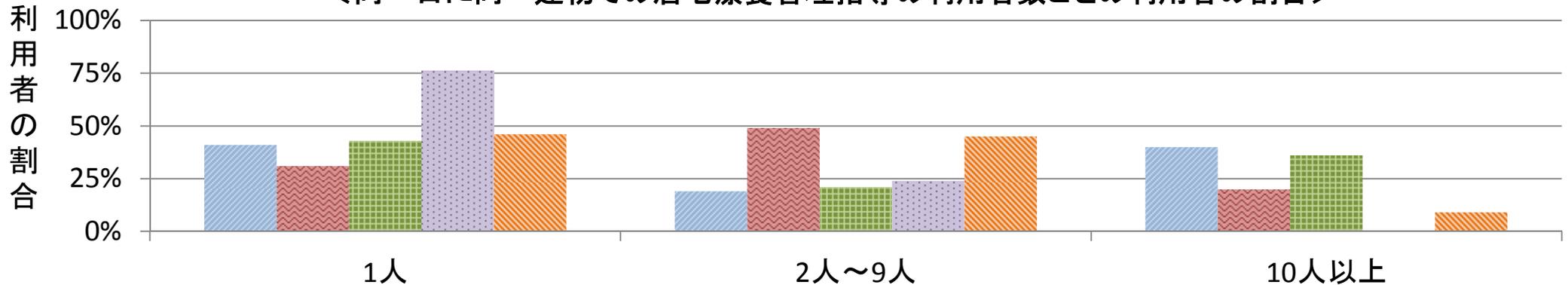
- すべての職種において、居宅療養管理指導の全算定件数のうち、同一建物居住者に対して算定する割合が20%未満である事業所が約5割から約7割程度あるものの、同一建物居住者に対して算定する割合が80%以上である事業所も一定程度存在している。
- また、同一日に同一建物で10人以上に居宅療養管理指導を行っている割合が一定程度存在している。

＜居宅療養管理指導の全算定件数のうち、同一建物居住者に対して算定する割合ごとの事業所の分布＞



居宅療養管理指導の全算定件数のうち、同一建物居住者に対して算定する割合

＜同一日に同一建物での居宅療養管理指導の利用者数ごとの利用者の割合＞



同一日に同一建物で指導が行われた人数

■ 医師 ■ 歯科医師 ■ 薬剤師 ■ 管理栄養士 ■ 歯科衛生士等

看護職員による居宅療養管理指導の見直しについて

論点 2

- 算定実績が極めて低い職種による居宅療養管理指導について、報酬体系を簡素化する観点からどのように考えるか。

対応案

- 看護職員による居宅療養管理指導については、1月あたりの算定回数が0.0（千回）であることから廃止することとしてはどうか。ただし、激変緩和の観点から、一定期間の経過措置を設けることとしてはどうか。

【参考 1】 看護職員による居宅療養管理指導の概要

<算定要件>

- ① 医師の判断に基づいて実施される療養上の相談及び支援
- ② 居宅介護支援事業者に対する、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供
- ③ 介護認定に伴い作成された居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスの提供を開始した日から起算して6月の間に2回を限度として算定する

<単位数>

- ・ 同一建物居住者以外の場合：402単位／回
- ・ 同一建物居住者の場合：362単位／回

【参考 2】 看護職員による居宅療養管理指導の算定回数（千回）

- ・ 看護職員（病院又は診療所）：0.0
- ・ 看護職員（訪問看護ステーション）：0.0

（出典）介護給付費等実態調査平成29年4月審査分

特別地域加算等の新設について

論点3

- 離島や中山間地域等の要支援・要介護者に対する訪問介護等の提供を促進する観点から、離島振興法等の指定地域で実施されるサービスについて評価が行われていることを踏まえ、同様の地域における居宅療養管理指導に対して評価することとしてはどうか。

対応案

- 居宅療養管理指導においても、他の訪問系サービスと同様に、①「特別地域加算」、②「中山間地域等における小規模事業所加算」、③「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を新たに導入してはどうか。

※ 診療報酬において、距離・地域に応じた加算(医師、歯科医師の往診・訪問診療については、保険医療機関の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合又は海路による移動を行った場合で特殊の事情があった際に算定することが可能)を算定している場合は、評価が二重にならないよう配慮する。

- ① 特別地域加算：離島振興法、山村振興法等の指定地域等の特別地域※¹に所在する事業所が居宅サービスを行うことを評価するもの(15%加算)
※¹離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法等に定める地域
- ② 中山間地域等における小規模事業所加算：特別地域の対象地域を除く豪雪地帯、過疎地域等の中山間地域等※²における小規模事業所が居宅サービスを行うことを評価するもの(10%加算)
※²特別地域加算対象地域以外の地域で、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法に定める地域
- ③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算：特別地域、中山間地域等※³に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて居宅サービスを行うことを評価するもの(5%加算)
※³特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算の対象地域

<参考> 訪問系サービスにおける特別地域加算等の現状 (介護予防でも同様)

	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導
①特別地域加算	○	○	○	×	×
②中山間地域等における小規模事業所加算	○	○	○	×	×
③中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	○	○	○	○	×

特別地域加算等の新設について

対応案（続き）

- ②「中山間地域等における小規模事業所加算」については、他の訪問系サービスでは小規模事業所を定めているが、居宅療養管理指導の場合は以下を踏まえて定めることとしてはどうか。
 - ・ 月ごとの算定回数に上限※があること
 - ※ 医師：2回／月、歯科医師：2回／月、病院又は診療所の薬剤師：2回／月、薬局の薬剤師：4回／月（がん末期等は8回／月）
管理栄養士：2回／月、歯科衛生士等：4回／月
 - ・ 他の訪問サービスと比較して算定回数が少ないこと
 - ・ 薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等に対しては医師又は歯科医師の指示が必要であること
- また、現行において居宅療養管理指導については、通常の事業の実施地域を定めることが求められていないが、③「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を導入するにあたり、他の訪問系サービスと同様に、通常の事業の実施地域を運営基準に基づく運営規程に定めることを求めているかどうか。

居宅療養管理指導

- （指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）
第90条 居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（運営規定）を定めておかなければならない。
- 一 事業の目的及び運営の指針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 営業日及び営業時間
 - 四 居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
 - 五 その他運営に関する重要事項

例：訪問介護

- （指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）
第29条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- 一 事業の目的及び運営の指針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 営業日及び営業時間
 - 四 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - 五 **通常の事業の実施地域**
 - 六 緊急時等における対応方法
 - 七 その他運営に関する重要事項

通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。